

平成 30 年第 4 回定例会

*** 請 願 文 書 表 ***

市 原 市 議 会

1. 請願書の受理番号 市原市議会請願第4号
2. 受理年月日 平成30年11月16日
3. 提出者の住所氏名
4. 紹介議員 鈴木友成
5. 付託委員会 総務常任委員会
6. 件名及び要旨

市原市各機関における非行政書士による行政書士行為排除の徹底を求めることについて

市原市における許認可等は、市民等の権利義務を形成し又はその範囲を確定するという極めて重要な行為であることはご周知のとおりでございます。我々行政書士は、当該行為の円滑な実施に寄与するため、国家資格者としてその使命を果たすべく日々研さんを重ねますと同時に法により課せられました個人情報等の守秘義務を全うしながら、特に近年において複雑化、煩雑化する当該行為の前提となる申請、届出等の書類の作成及びその手続を、申請者、届出者にかわって行っているところでございます。

しかしながら、他方では、行政書士でない者（非行政書士）が、申請者、届出者にかわってそれら書類を作成、又は申請、届出等の手続をなしている現状がございます。このことは、市原市における許認可等の円滑な実施を妨げることとなることはもとより、市民等の個人情報等の管理面からも市民等に著しい不利益をもたらしているものと危惧をいたしているところでございます。

そこで、当会は、このような非行政書士における行為を排除するため、下記の事項について請願をいたします。

記

- 1 市原市各機関の窓口において、申請者・届出者等の本人の確認を徹底していただくこと。
- 2 市原市各機関の窓口において、申請・届出等が代理又は代行の者においてなされる場合、その者が行政書士であるか否かの確認を徹底していただくこと。

1. 請願書の受理番号 市原市議会請願第5号
2. 受理年月日 平成30年11月22日
3. 提出者の住所氏名
4. 紹介議員 山内かつ子
5. 付託委員会 議会運営委員会
6. 件名及び要旨

東海第二発電所の稼働及び延長運転を行わないことを求める決議を求めることについて

2017年11月24日、日本原子力発電株式会社は、東海第二発電所について、法律で定められた原発の運転期間40年制限を超えて、さらに20年の運転延長を原子力規制委員会に申請しました。原子力規制委員会は、2018年9月21日に設置変更許可を、10月18日に工事計画を認可しました。

この東海第二発電所は、多くの問題があるとの指摘がなされております。

その中でも、大きな問題の一つ目は、東海第二発電所からの30キロメートル圏内に96万人が暮らしているという日本で一番の人口密集地にあることから、万一過酷事故が起きた場合に住民の避難が困難であること。二つ目の問題は、東海第二発電所からの5キロメートル圏内に10を超える原子力関連施設が存在し、その施設と東海第二発電所で過酷事故が起きた場合の複合災害の危険性が大きいという事です。

とりわけ東海第二発電所からわずか2.8キロメートルのところにある東海再処理工場内には多くの放射性廃棄物が存在し、中でも一番危険なのは、今までの再処理により発生した高レベル放射性廃液（約400立方メートルある）です。この廃液は、ステンレス製の容器5基により保管されていますが、常時冷却を要するほどの崩壊熱を出しているため常時冷却が必要です。もし電源を喪失し冷却が止まれば、最短57時間で沸騰して放射性物質が拡散する上、最短42時間で水素が爆発する濃度に達するとされています。

この東海第二発電所で過酷事故が起これば、わずか116キロメートルしか離れていない市原市は、市原市の周辺地域とともに甚大な被害をこうむることは明らかであり、市原市民の生命と健康を守るために、東海第二発電所の運転延長を認めず廃炉にするよう、政府と原子力規制委員会に意見書を提出するよう求めた請願（平成30年第3回市原市議会定例会）を提出しました。

このような状況の中、2018年11月7日に原子力規制委員会は東海第二発電所の20年の運転延長を認めました。これで国の審査はほぼ終了しました。

これからは、日本原子力発電株式会社と地元との協議の場に移ります。

東海第二発電所の場合、原子力発電所を設置している他の自治体とは異なり、2018年3月29日に日本原子力発電株式会社と地元6市村（東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、水戸市）で結んだ新協定があります。

それによると、日本原子力発電株式会社が東海第二発電所の稼働及び延長運転をしようとするときは、6市村に対し丁寧に事前に説明し、6市村の了解を得なくてはなりません。

そして6市村側は2018年11月9日に東海村役場で開催した「原子力所在地域首長会議」で「1自治体でも了解しなければその先（再稼働）に進めない」との確認をしたとの報道がなされました。

今後、日本原子力発電株式会社と6市村の協議の結果がどのようになるのかは定かではありません。

市原市民の生命と健康を守り市原市の地域経済が原発の過酷事故により大きな打撃をこうむることを避けるためには、現時点では東海第二発電所の稼働及び延長運転をやめる以外に手段はあり得ないと考えておりますので、どうか市原市議会として上記趣旨をお考えいただき、東海第二発電所の稼働及び延長運転を行わないよう決議するよう求めるものであります。